

第2次総合戦略策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

松野町が令和2年度から令和6年度までの第2次総合戦略の策定を行うに当たり、民間事業者の専門的な知識や経験に基づく支援を受けるために行うもので、価格面による競争のみならず、企画力や支援体制等を総合的に評価して、当該委託業務の受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

第2次総合戦略策定支援業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「第2次総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

(4) 業務概算額

4,360,000円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。）

3 選定方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、2段階審査方式で行う。

(2) 審査主体

第1次審査（参加表明書等の審査）及び第2次審査（企画提案書等の審査）は、森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会において行う。

(3) 第1次審査

参加表明書等の内容について書類審査、評価を行い、上位4者を選定する。ただし、採点の結果、同点の者がいる場合、4者以上選択することがある。

また、合否判断基準は50%以上とする。

(4) 第2次審査

第1次審査で選定された者から提出された企画提案書等の内容について、プレゼンテーション選考を実施したうえで評価を行い、交渉権の順位を決定する。

なお、第1次審査における審査結果（採点）は、第2次審査では考慮しないものとするが、2次審査の結果、同点の者がいる場合はこの限りではな

い。

4 参加資格

本業務に参加を希望するものは、次に掲げる事項を全て満たしておくこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32 年度松野町入札参加資格業者名簿（計画・企画業務）に計画・企画書作成業務で登録されていること。
ただし、この公告の日において登録されていない者であっても、入札参加資格審査に係る申請を行い、企画提案書の提出期限までに登録された者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) 松野町暴力団排除条例（平成 23 年松野町条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに關与していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続を開始する申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人及びその代表者に、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の未納がないこと。（法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、自動車税など納税義務のあるもの全て未納がないことの証明）
- (6) 四国内に本社又は支社（事務所・営業所は除く）があり、平成 26 年度以降に総合戦略策定支援業務若しくは総合計画策定支援業務を元請とし完了した実績を有すること。

5 全体スケジュール（予定）

期日等	作業内容
令和元年 5 月 31 日（金）	委託業務仕様書等の公表・企画提案募集
令和元年 6 月 10 日（月）	参加表明書及び誓約書等提出期限 第 1 回質問（参加表明書等）の受付期限
令和元年 6 月 13 日（木）	第 1 回質問に対する回答期限
令和元年 6 月 14 日（金）	第 1 次審査（書類審査） 参加表明者への結果通知の送付
令和元年 6 月 24 日（月）	第 2 回質問（企画提案書等）の受付期限
令和元年 6 月 27 日（木）	第 2 回質問に対する回答期限

令和元年7月1日（月）	企画提案書等提出期限
令和元年7月5日（金）	第2次審査（プレゼンテーション選考）
令和元年7月中旬	提案者への結果通知の送付
令和元年7月下旬	契約

※各期日は目安のため、日程を変更する場合があります。

6 応募手続

（1）プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、松野町ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者1者につき各1部を配布する。

イ 配布期間

令和元年5月31日（金）から6月10日（月）まで（事務局配布については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、本要領等は、募集公告後、松野町ホームページに掲載する。

（2）第1回質問の受付及び回答

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式6）に記入の上、提出期限までにFAX又は電子メールで照会するものとする。

ア 提出期限 令和元年6月10日（月）

イ 照会先 松野町役場 ふるさと創生課

FAX：0895-42-1119

Mail：m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

ウ 質問への回答 令和元年6月13日（木）までに電子メール、FAX等で回答する。

（3）参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和元年6月10日（月）

イ 提出先 松野町役場 ふるさと創生課

ウ 提出部数 5部（正本1部・副本4部）

エ 提出方法 郵送又は持参

① 郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

② 持参の場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分とする。

オ 提出書類 提出書類は次のとおりとする。特に指定がある場合を除き、

A4判普通用紙を縦置きに使用し、文書は横書きとする。また、文字の大きさは12ポイント以上とする。

No.	名称	内容
1	参加表明書及び誓約書 (様式1)	必要な事項を記入し、記名押印してください。
2	会社概要書 (様式2)	必要な事項を記入し、以下の書類を添付してください。 ① 登記事項証明書(全部事項) ② 直近の決算期における財務諸表 ③ 国税(法人税)、都道府県税、市町村税の未納がないことの証明書
3	業務契約実績書 (様式3)	平成26年度以降の総合戦略及び総合計画策定支援業務の実績を記載してください。
4	業務責任者実績書 (様式4)	平成26年度以降の総合戦略及び総合計画策定支援業務の実績を記載してください。
5	業務の実施体制調書 (様式5)	必要事項を漏れなく記載してください。
6	総合戦略等見本	他自治体で策定済の総合戦略等概要版

(4) 第1次審査結果の通知

第1次審査で選定された者に対しては、企画提案書等提出要請書を書面にて郵送で通知する。

第1次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面にて郵送で通知する。

第1次審査結果の通知書は、令和元年6月14日(金)に発送する。

ただし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(5) 第2回質問の受付及び回答

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、企画提案書等に関する質問書(様式7)に記入の上、提出期限までにFAX又は電子メールで照会するものとする。

ア 提出期限 令和元年6月24日(月)

イ 照会先 松野町役場 ふるさと創生課

FAX: 0895-42-1119

Mail: m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

ウ 質問への回答 令和元年6月27日(木)までに電子メール、FAX等で回答する。

(6) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和元年7月1日（月）
- イ 提出先 松野町役場 ふるさと創生課
- ウ 提出部数 10部（正本1部・副本9部）
- エ 提出方法 郵送又は持参
- ① 郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
- ② 持参の場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分とする。
- オ 提出書類 提出書類は次のとおりとする。A4判普通用紙を使用し、文書は横書きを標準とする。また、文字の大きさは12～14ポイントを標準とする。

No.	名称	内容
1	企画提案書	枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。ただし、7審査方法（2）に掲げる評価項目については必ず記載すること。
2	業務スケジュール	様式は任意とする。
3	見積書	様式は任意とし、積算内訳を記載してください。

（7）第2次審査（プレゼンテーション選考）

- ア 実施日 令和元年7月5日（金）※予定
※個別の時間帯は後日通知
- イ 実施場所 松野町山村開発町民センター1階研修室 ※予定
- ウ 所要時間 質疑応答含めて40分以内（説明25分、質疑応答15分）
- エ 説明内容 提出した企画提案書等の内容に即して行うこと。
- オ 審査機関 森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会
- カ 審査方法 プレゼンテーション選考を実施し、企画提案書等を審査し
評点を行い、その評点の高さに応じて順位付けを行う。ただし、
評点の合計が配点合計の60%に満たない者は、当該順位付け
に参入しないものとする。
- キ その他 ① 審査会には、原則として業務責任者又は業務担当者の
出席を要する。
② 審査会は非公開とする。
③ 参加者が1者の場合であってもプレゼンテーション選
考を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認めら
れる場合は、その者を受託候補者として選考する。

（8）第2次審査結果の通知

第2次審査の結果は、後日、全ての参加者に交渉権の順位又は順位付けに参

入しなかった旨を文書で通知する。

ただし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(9) 失格事項

以下に該当する場合は提案を無効とする。

ア 提案者が虚偽の提案をしたとき。

イ 提案に対して不正行為があったとき。

ウ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

エ 提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

オ 本プロポーザル期間中において、以下の者に直接、間接を問わず接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合

① 本プロポーザルの主催者

② 森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援選考部会員

③ 担当課職員（ただし、事務手続に関する事項は除く。）

7 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会が審査事項に関する評価配点を決定し、事務局が提出された書類（参加表明書等）に基づき採点する。

森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会は、採点結果を審査し、企画提案書等の提出、プレゼンテーション選考の対象者として、採点結果に基づき上位から4者を選択する。ただし、採点の結果、同点の者がいる場合、4者以上選択することがある。合否判断基準は50%以上とする。

	評価項目	評価内容	配点
1	業務実績	・同種及び類似業務の実績件数 ・同種業務の件数 ・同種及び類似業務契約の規模	15
2	業務実施体制	・業務人数 ・実務経験年数 ・配置人員の手持ち業務件数	10
3	業務責任者の実績	・同種及び類似業務の実績件数 ・業務責任者の実績件数 ・契約の規模	20
合計			45

※1 同種業務とは、総合戦略策定支援業務をいう。

※2 類似業務とは、総合計画策定支援業務をいう。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション選考）

森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会は、企画提案書の基礎事項、人口ビジョン及び総合戦略の項目を評価する。企画提案書等をもとにプレゼンテーションを実施するとともに、その対応力も踏まえ総合的に能力を審査し、順位付けを行う。

なお、第1次審査の得点は、第2次審査では考慮しないものとするが、2次審査の結果、同点の者がいる場合はこの限りではない。

	評価項目	評価内容	配点
1	基礎事項	・町の現状把握 ・住民アンケートの調査の妥当性 ・現行の総合戦略の進捗状況の確認	30
2	人口ビジョン	・分析及び推計手法の妥当性 ・要因把握の視点	20
3	総合戦略	・本町の特徴を活かした提案 ・創意工夫及び独自性	50
4	業務スケジュール	・業務スケジュールの妥当性	5
5	見積書	・価格提案の妥当性	5
6	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリングでの対応	10
合計			120

8 契約の締結

審査結果により交渉権第1位に選定された受託候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務委託契約の締結交渉を行い、受託候補者及び松野町が合意したときに契約を締結する。

合意しないときや受託候補者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行う。

選定された企画提案書の内容等により、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

9 その他留意事項

- (1) 資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後は、企画提案書等の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式

- 8) を提出すること。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出書類等は、業務目的以外の使用は行わない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松野町情報公開条例（平成 12 年松野町条例第 3 号）に基づき、提出書類等を開示する場合があります。
- (7) 本業務の委託に係る説明会は行わない。